

『滞在地での不在者投票』

出張や旅行などで投票日に投票所へ行けない場合は、自分が選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会に投票用紙等を請求することにより、その滞在地で不在者投票ができます。

手続きは...

①不在者投票請求書・宣誓書を記入して名簿登録地（小郡市）の選挙管理委員会へ郵送する。

注 ◎ 必ず選挙人本人が記入

◎ 現住所欄は△△方、〇〇寮、□□号など肩書きまで詳しく記入

◎ 電話欄は確実に選挙人本人に連絡できるものを記入

◎ 直接または郵送で提出

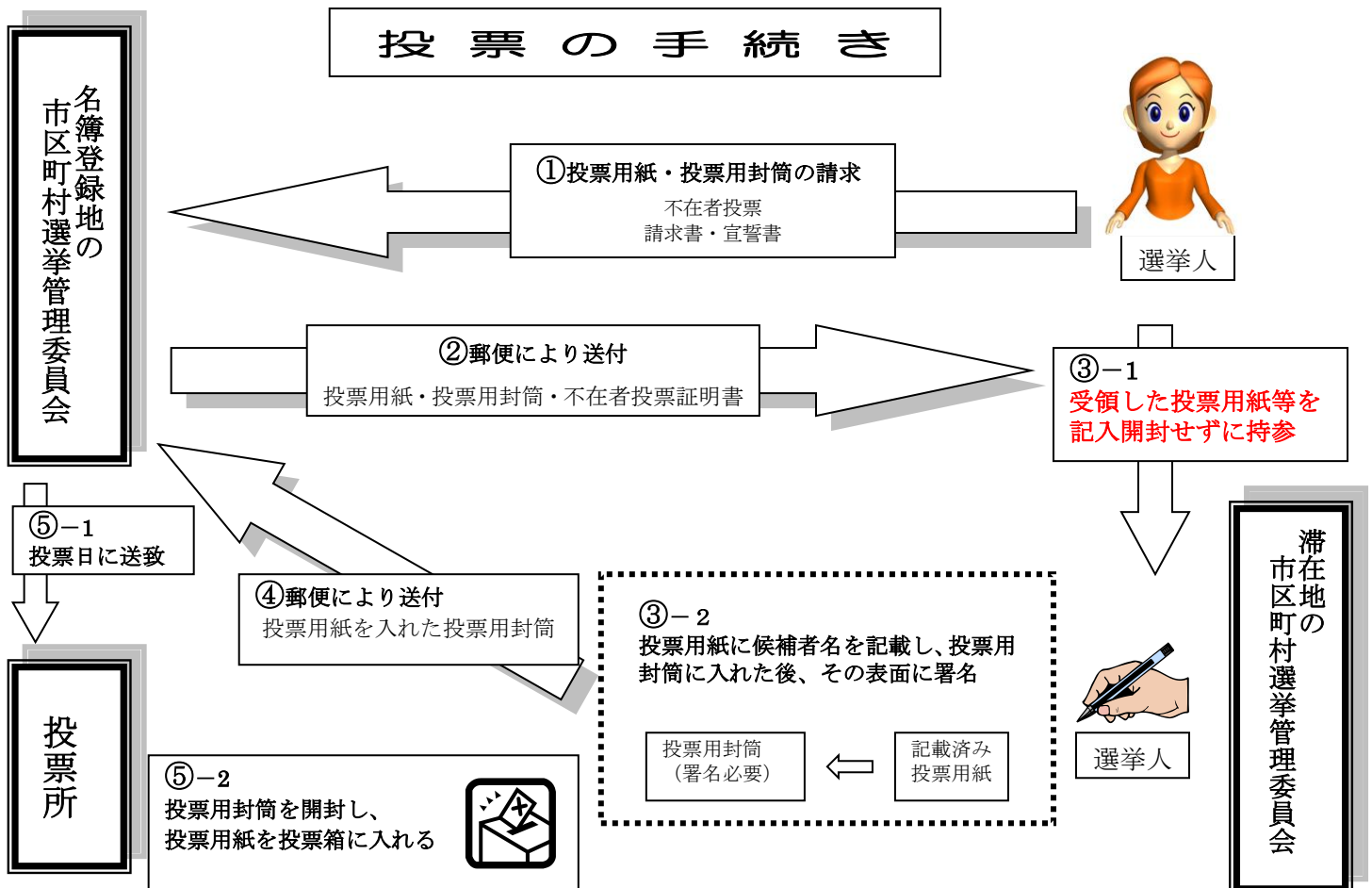
②投票用紙、投票用封筒（内・外）、不在者投票証明書（開封無効）が選挙人に郵送される。

③郵送された投票用紙等を**記入・開封せず**に、そのまま滞在地の市区町村選管へ持参し不在者投票を行う。

注 不在者投票ができる期間は、選挙の公示・告示日の翌日から投票日前日まで
不在者投票受付時間の原則はその選管の執務時間内（例：小郡市 平日 8:30~17:00）
ただし、その地域で選挙が行われていれば 8:30~20:00（市町村によっては、左記時間が変更となっている場合がありますので、滞在先の市区町村へ事前に確認ください。）

④滞在地の市区町村選管から名簿登録地の市区町村選管へ不在者投票が郵送される。

⑤投票日に不在者投票が投票所に送致され、開封されて投票箱に一票が入る。



※投票した後の選挙管理委員会や投票所への送付期間等を見越して、一連の手続きは早めに行ってください。

お問い合わせ：〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1（通常時）
〒838-0142 福岡県小郡市大板井 1180 番地 1（選挙時）
小郡市選挙管理委員会
TEL 0942-72-2111